

平成28年10月27日

◎弘田委員長 ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。 (9時58分開会)

本日の委員会は、昨日に引き続き、平成27年度一般会計及び特別会計の決算審査についてであります。

お諮りいたします。日程につきましては、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

◎弘田委員長 御異議ないものと認めます。

《土木部》

◎弘田委員長 それでは、土木部について行います。

初めに、部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

(総括説明)

◎弘田委員長 続いて所管課の説明を求めます。

〈土木企画課〉

◎弘田委員長 最初に、土木企画課について行います。

(執行部の説明)

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎横山委員 職員の研修ですけれども、基礎的な知識ということですが、どれぐらいの時間、どういう内容の習得を目指しているのでしょうか。

◎野並土木企画課長 新採のほうでよろしいですか。

◎横山委員 はい。

◎野並土木企画課長 新採のほうは、ほぼ一月、長期間にわたる研修になっております。先ほど言いましたとおり設計、測量、コンピューターを利用しました図化、積算、それから現場をどう監督したらいいかという、いわゆる現場の研修ですね。また、そういった具体的なメニューを一通り実践でこなすために、災害復旧の現場を想定しまして、測量から積算、設計書の作成まで一連の作業を、缶詰状態というか、建設技術公社のほうに一月ほど机を構えて作業を行っております。

あと2年目、3年目の研修でございますけれども、やはり日常の業務がございますので、こちらはそれぞれ2日間を2回という形で実施しています。内容はもう少し高度な形になっていまして、例えば全ての工事に共通します土工、いわゆる土を使った工事の講義、コンクリート工、仮設工、安全管理、それともう具体的に業務に携わっておりますので、設計書を作成する上で入札契約等で配慮すべき留意事項など、それから場合によっては法令

の関係などの説明を行って研修をしているところです。

◎横山委員 技術の継承は大変大事なことだと思うので、ぜひともまた続けてやっていただきたいのと、あと地域の安全安心推進事業ですけれども、これについてもほとんど全額執行されていますけれども、この所長の裁量に関してはどのような基準でやられていますか。

◎野並土木企画課長 当然のことながら、年度内には予想しなかった災害とか、もしくは災害に備えてほしいという要望なんかが出てきますので、当初、前年度に予算の編成を行ったときとは違う工事も生じてきます。そういった工事などにつきましては、まさに優先順位をその中で見直して、効果の高い事業を進めていくと理解してございます。それと老朽化をしてきますと、想像以上に老朽化とか機能の損傷が激しいものが出てきますので、そういったところに臨機応変に対応できると考えております。

◎横山委員 地域、区長さんから要望がいろいろ上がってきて、きめ細かく対応されていると思うんですけれども、実際に上がってきて対応ができたのはどれぐらいの割合か把握されていますか。

◎野並土木企画課長 確実に把握ができているかと言われると、ここではちょっと答えに窮する部分がありますけれども、急に対応する必要のある工事については100%カバーをしていると思っています。ただ、先ほど委員のほうから指摘がありましたとおり、実は繰り越しなしでこの事業をやってございます。しかも執行率が非常に高いということで、やはり年度末近くになると、資金ショートではありませんが、予算がどうしても枯渇してまいりますので、そういった場合には次年度に施工をお待ちいただくケースは生じてきております。なるべく要望には対応していくようにしています。

◎横山委員 記録とかもつけられていると思うので、その年にやらなくても構わないという判断もあろうかと思えますけれども、ぜひともやはり引き継いでいって、経過を見てきめ細かく、これから先も対応していただきたいと要望しておきます。

◎橋本委員 横山委員の関連質問になりますけれども、地域の安全安心推進事業費についてですが、これは地域にとっては本当にありがたい事業だと思っていますし、また評価もしています。先ほど、課長から答弁がありましたように、地域の要求に対しては、ある一定充足をしているのは事実ですが、ただし、地域の要求というのは、私は無尽蔵にあると思っています、その裁量を、しっかりと所長のほうで精査をする形になると思っています。でも、まだまだこの予算の範疇では足りない部分が非常に多うございまして、この事業に対して例えば現場の事務所から増額要請はあるんですか。

◎野並土木企画課長 事務所のほうから、毎年一応要望をとっているのですが、声高に増額という形にはなってございません。というのが、予算が一般財源を使った事業ですので、これを増額しますとほかの事業が倍々で減額になることもございます。ですから、精いっぱい優良財源の事業を確保しながら、この地域の安全安心推進事業と組み合わせて事業を

していくと。最近、交付金のほうも防災安全交付金という、維持修繕系とか長寿命化とかに対応した交付金の予算が伸長しておりますので、そういった優良財源等を活用しながら、組み合わせて予算執行を行っていかうということで、確かに地域からは増額の要求とか、議員の方々からも使い勝手がいいので増額をしたらどうかという御意見を頂戴するんですけども、厳しい問題と捉えて、今のところ、状況をにらみながら予算編成をしておるところでございます。

◎橋本委員 あえてお願いをしたいと思います。一財を使って非常に厳しい財政状況の中、でもこの事業そのものの、住民に対する要求に応えるという非常に大きな役割を持っていると思います。本当にね、要は県民サイドに目を向けた事業だと私は評価していますし、できる限りこの裁量予算については、増額の方で検討をあえて要請させていただきます。

◎桑名委員 26年度の決算に関する意見への措置があったと思いますが、職員の確保ですね、受験者数が減っているということですが、どのような傾向になっているのか数字で教えていただければと思います。

◎野並土木企画課長 職員の採用につきましては上級職と初級、二つに分けて対応、考え方があろうかと思います。やはり募集するフィールドが違いますので、二つに分けて数値を御紹介させていただきます。

26年度は、通常の募集が12人の募集に対して応募が16人でした。それに対して合格者は6名。当然これで合格者は足りませんので、年度末には特別の募集を行っております。そのときには10名の募集を行いまして、27名の応募がございました。このときにも合格者は5名で、募集の10名には足りてございません。ちなみに26年度は、初級者の採用につきましては、5名の募集に対して応募が10名、合格者が3名になっています。

平成27年、昨年でございますけれども、夏に行います一般の募集のときには、16人の募集に対して32名の応募がございました。それに対する合格が8名。募集に足りてございませんので、年度末に同じく特別募集を行いまして、16名の募集に対しまして30名の応募があり、そのときは5名の合格となっております。ちなみに、27年度の初級の募集でございますけれども、5名に対しまして11名の応募がありました。それに対して合格者は5名になっています。

28年度、ことしは上級職のほうはもう結果が出ていますが、14名の募集に15名の応募がございまして、合格者は6名となっております。28年度の初級は現在手続中でございます。

◎桑名委員 普通、我々考えたら、高知県内で就職するならば、高知県の土木部に就職するのが最高のところだと思うんですけども、工業高校にしろ、高専にしろ、大学にしろ、この人たちは県外に流れているんでしょうかね。

◎野並土木企画課長 おっしゃるとおり、最近、景気が好調でございまして、特に高校生の県外への就職が非常にふえていますので、県外との競争も出てきてますし、それと今も

う各分野、それから東京オリンピックとか東日本の復興事業もありまして、全国レベルでやはり建設の作業員、技術者の需要は非常に高まっていますので、もうとにかく官民、官々、県の内外含めて、上級職でも初級職でも、どのレベルでも競争は非常に高まっていると分析しております。

◎桑名委員 新卒者が多いんでしょうけども、中途採用、行政・TOSAのほうでも採っていると思いますけど、それはどんな状況ですか。

◎野並土木企画課長 土木の技術職員になりますので、中には行政・TOSAのほうで応募して、土木の技術系を経験している職員はいるんですけども、一応技術職員としては一般募集も特別募集も土木技術職で行っています。

◎桑名委員 ちまたで、要は高知の民間会社でいろいろ資格を取ってさあこれからといったときに県庁のほうに変わるといのは、先ほど言った募集者の中に入るわけですか、その人たちの数は。

◎野並土木企画課長 1番大きい影響があるのは、先ほど一般の募集で欠員が生じて年度末に特別募集をしているという話をしましたが、ここに恐らく、民間の方の応募が高くなっているのは事実だと思いますね。やはり一般の夏場の募集については通常の学卒、修士の卒業生が多いんですけども、特別募集については職を経験された方とか、民間の方が多いと分析しています。

◎米田委員 技術職員の関連もあるかと思いますが、全体の予算の執行率が71%ぐらいで、例年と比べてどうなのかというのと、そういった技術職員が足りないことが要因となって、予算執行率のそういう結果にもあらわれているのか、そこら辺はどんなふうに評価分析してますか。

◎野並土木企画課長 全体の決算の執行率の話ですと、これは個別の事業で当然のことながらいろいろと事情があつての話だと思います。当然、意欲としてはなるべく年度内に完成させるべしで進めているわけですので、ここについて高い低いというのは諸事情を分析してないとわかりかねますので、ちょっとここでのお答えは避けたいんですけども、職員はもうとにかく精いっぱいやってございます。その中で当然新たな分野、新たな工事とかも担当していく上で技術力も身につけなければいけませんし、そういった業務をしながら技術力の習得に励んでおると。先ほど言ったような定期的な研修と、仕事場のほうでは、技術力の向上のところで話をさせていただいたんですけど、職場単位で先輩職員とチームを組んで、技術力と現場の対応力を実践で向上していく取り組みをしております、職員は事業を前倒し的に執行しつつ、技術力の研修に励んでいると思っています。ただ、この26年、27年は非常に災害等が多くて、本来ならば通常の業務をしながら研修ができる状況を考えていたんですけども、やはり災害対応等で多忙をきわめて、なかなか研修もできなかったと聞いておりますし、そういった認識をしております。とにかく現場の職員は、数

が少ないとか負担がかかっているんじゃないかと言われる中で、いわゆる適正な発注、公正な発注を目指した業務の執行と、あわせて技術力の向上に取り組んでいると考えております。

◎米田委員 大変な部署、分野になっているわけで、議会でも公園の問題、芝の改修問題でもある意味技術力が問われたわけで、そういうことはもちろん今後ね、どうつけていくかというのがありますけど。僕は、結局職員が少ないがゆえに、現在いる技術職員の方に大変な重労働、過重残業とかになってないかと、一方ではそういう心配もあるんですけど。そういう残業時間も含めてどんなふうに、健康管理を含めてですよ、少ない人を今一生懸命ふやしているけど実際なかなかふえていないので。あとやっぱり建設技術公社との連携とかをやっていかなければいけないと思うんですけど、そういう当面の対策を含めて、どんなふうに考えておられるのか。

◎野並土木企画課長 御指摘のありました時間外の関係につきましては、土木部内で毎週課長会等をしておるんですけども、月ごとの時間外の管理を各課で共有して、こういった実態であると、なおかつ分析した原因等も情報共有するように、それと、職員に健康に働いてもらう環境に努める取り組みを地道にしているところでございます。図らずも先ほど御意見がございましたが、事業費がふえたりとかで効率的に仕事を行っていく上では、外部の力も借りる必要があるということで、建設技術公社の発注支援の制度も利用して、職員の業務と外注、外部の力、バランスのとれた執行を目指しておるところです。引き続き状況を注視しながら、執行体制をとっていきたいと思っています。

◎米田委員 なかなか公共事業、震災とかいろいろで上向きつつありますけど、ある意味、時代の流れからいうと一瞬のことで、今後どうなるかということも非常に不安なんですけど、公共事業のある中で、民間の建設業への就職、待遇がいいということで公務員よりもそっちへ流れるという話も聞くわけで、そういうことからしたときに、県庁また市役所等の技術職が、本当に応募、希望を持って来れるという、魅力ある職場にしなければならないと思います。そこら辺どんなに御苦勞をされているのか。

◎野並土木企画課長 昨年度の決算特別委員会の意見に対するところでも出たんですけども、やはり先ほども説明させていただいたように官民、官々、それから県外、広域で競争が非常に高まっていますので、とにかく今の採用状況を分析して、なるべく職に近い生徒、学生に興味を持ってもらおうということで、各学校のOBの職員にちょっと汗をかいてもらいまして、採用を希望する生徒、それから卒業生に対するガイダンスとか説明会を精力的にやっています。今後はいろいろと分析しまして、県内だけであんまり閉じこもってもいけませんから、最近合格者、非常に四国4県の国立大学法人の学校、愛媛大学とか香川とか徳島の卒業生もおりますので、そういったところも同じようにOBを活用して、説明会等を広げていければなと考えています。とにかくこれはもう全国的な、また、ほかの業

種を含めた競争になっていますのでいたし方ない部分もありますが、何とか好人材を確保できるように頑張っていきたいと思っております。

それと余談ですけど、先ほど数値をお示しした中で、今年度初級が7名の募集のところ応募が25名と、実は数がちょっと上がってございます。手前みそで大変恐縮なんですけども、26年度から始めた効果がちょっと出てきているんじゃないかなと思っています。当然高校生も県外の就職、それからほかの就職先と、いろいろと競争のある中で迷っていると思うんですけども、26年からきちっと就職担当の先生なんかアプローチをかけて、説明会を行っていることで、こうやって応募につながってきていると思います。もうここに関しては本当にほかの大企業、それから中小企業も含めて同じなんですけど、地道な活動を行っていくしか手がないんじゃないかなと考えているところです。

◎横山委員 建設BCPですけども、AとBを足して68%ということですが、B等級は何%ぐらいですか。

◎野並土木企画課長 先ほど、全体280社に対して191社の68%という話があったんですが、B等級は256社に対して168社になってございます。率としては65.6%という状況です。

◎横山委員 B等級は災害があったときに事業をいち早く継続して、やっぱり地域に根差してやっているんで、この65%というのが高いのか低いのか、ちょっと自分の中ではどういう累計になっているのかわからないんですけども、打ちどめ状態なのか、今C等級に広げているということもそれはそれですごくいい動きだと思うんですけども、やっぱり何か起こったときにはB等級が地元企業なので。その辺は今後どう伸ばしていこうという分析をされていますか。

◎野並土木企画課長 今委員がおっしゃられたとおりB等級クラス、いわゆる経営資源的にも、人材機材も豊富に持っているし、地域に根差しているということで、やはり災害復旧の中心を担っていただかないかん会社と思っております。こんなことを言うたらあれですけど、A等級よりもむしろB等級のほうが、地域の貢献度という意味では、はっきり言って効果があると思っております。そういう意味で、実際は本当はもう各社にとっていただきたいというのが本音です。ただやっぱりこれはかなり負担がかかりますし、確実に実行性を高めていくためには、社屋等を含めてかなりお金もかかってくるので、ここはもう会社の事情が複雑に影響してきますんで、私どもはもうとにかく、なるべく継続性が得られるように計画策定を支援していくということで、実のところ、今3期の南海地震の行動計画の中では、90%ぐらいの認定率をまず目指していこうかと思ってるんですけども。

◎横山委員 先ほどの課長の見解、地域でやはり重要な、実際に初動の体制をとれるのはB等級だということを、土木部のほうもお持ちいただいているのは、地元の業者からしたら大変ありがたい見解だと思うし、また今後とも、何かの形で伸ばせるようないろいろな体制をとっていただけたらなど、各社事情があるとは思いますが、またよろしくお願いた

します。

◎弘田委員長 ほかに。

そしたら私から最後に。職員研修の委託料です。米田委員からも出たんですけど、予算額の割に不用額が結構多いということは、忙し過ぎて行けなかったということがありやせんかと心配をします。やっぱり研修は職員のスキルアップのために非常に大切ですので、忙しいとは思いますが、調整して全て参加できるようにお願いしたいと思います。

以上で、質疑を終わります。

以上で、土木企画課を終わります。

〈建設管理課〉

◎弘田委員長 次に、建設管理課について行います。

(執行部の説明)

◎弘田委員長 質疑を行います。

(なし)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

以上で、建設管理課を終わります。

〈技術管理課〉

◎弘田委員長 次に、技術管理課について行います。

(執行部の説明)

◎弘田委員長 質疑を行います。

(なし)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

以上で、技術管理課を終わります。

〈用地対策課〉

◎弘田委員長 次に、用地対策課について行います。

(執行部の説明)

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎橋本委員 公共用地を先行取得して、道路をつくったりいろんな事業の、一つの下準備とっていますが、土地を買って、その土地を事業に供しない事例はかなりたくさんありますか。

◎北用地対策課長 ちょっと件数自体を把握しておらないんですが、一定の件数はあると思います。

◎橋本委員 塩漬けの土地になっているような状況も、多分あるんだろうと思います。土地を先行取得するということは、地権者の皆さんが公共のために、多分その考え方をしっかり持った上で土地を売ってくれているんだろうと思います。そういう人たちの土地を使

わないとなると、私は非常に大きな問題があるのではないかなと思います。事業をやるということで買った土地を、何十年もそのままにしていることがたくさんあるんじゃないかと。そのことに対して、土木としてどう考えているのか。これ、課長より部長のほうから答弁いただいたほうが、大卒でお答えいただけたらありがたいと思います。

◎**福田土木部長** 用地を買った後に事業が変更になって、必ずしも当初予定していなかった、その使い方が変わるという事業も中にはございます。これは県、国、問わずですね。ただ、橋本委員がおっしゃったとおり、その用地を提供していただいた住民の方々が、理解をいただいて提供していただいた用地ですので、それについては、その時点その時点で最も有効な活用の仕方を、しっかりと考えていきたいと考えております。

◎**橋本委員** 公共に対して理解をいただいて、本当に大事な土地を分けてくれてるわけですよ。そうすると、その方向性が変われば、私はやっぱり土地を売っていただいた地権者の皆さん初め、周りの皆さんにはしっかりと説明する責任はあると思うんです。今の状況で、例えば一時中止したよ、ちょっと待ってよという話だと、どれぐらい待てばいいのか、この先どうなるのか、そのことも私は整理する必要があると思っています。清水もそういう所がたくさんあります。多分ほかの所も物すごくあると思います。土地を取得することそのものが非常に難しいと、議会の中でも部長も答弁されていますし、議員の皆さんもいろんなお話をしています。住民との信頼関係は大事にしなければ、今後ますます土地の取得は難しくなってくると思うんです。そういうことを、きちっと発信をしていただく、丁寧に説明をしていただく、やっぱりそこから始めないと、今、信頼関係は非常にない状態もあるのかなと思っています。いろんな法制上の問題でとまっているところも、確かにそれはわかるんです。でも、そうではない、そういう不信感もかなりあってですね、だから、ぜひしっかりと意識をした対応をしていただきたいと思いますと思うんですけど。

◎**福田土木部長** 橋本委員のおっしゃること、ごもっともでございまして、インフラをつくることによって、我々もまちづくりに貢献してるつもりなんですけども、インフラをまちづくりにどう活用していくのか、そのまちの青写真を示していくことが、用地を提供していただいた方々への説明責任を果たすことにもつながると考えておまして、そういう意味では、県だけではなくてそれぞれの市町村としっかりと連携をとって、今、土佐清水市のほうでもまちづくりの検討会に参加させていただいておりますけども、こういった機会を通じて、まちの将来像をしっかりと市民の方々にお示しをして、その上で、その用地買収した土地をどんなふうを活用していくのかも、その中で御説明をしていきたいと考えます。

◎**弘田委員長** 質疑を終わります。

以上で、用地対策課を終わります。

〈河川課〉

◎弘田委員長 次に、河川課について行います。

(執行部の説明)

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎依光委員 河川改修費で12億円の予算に対して不用が1億2,000万円ということで、災害も非常に多いところで、河床掘削とか川の維持管理は非常に重要だと思うんですけど、繰り越しもありますけど、予算額が達成できなかったというところは、残土処理場とか何かいろいろなことがあるのかなとも思いますけど、その辺はいかがだったでしょうか。

◎岩崎河川課長 県単独費の不用につきましては、先ほど事業費が下回ったと御説明をさせていただきましたが、それに加えて全国防災事業が、27年度50億円を超える内示がございまして、昨年9月の議会で県予算の差額、27億円程度の補正予算を組まさせていただいたんですが、そこへの一財の負担も含まれております。

◎依光委員 有利なものを使ったような話でしょうかね。そういう意味で言ったら、建設業者の体力というか、キャパもあるので難しいとは思いますが、ちょっと河床掘削のところは、よく聞くのが物部川でやっぱり堆積をしてみると、永瀬ダムの管理に関しても計画よりもどんどん出てきて。地域の方から聞くと、川底が上がったことによって水の流れが変わって、崖をどんどん侵食して、畑が川のほうに落ちそうとか。その対策は掘削をすれば解決するのか、それとも崖のところを固めるのか、よくわかりませんが、掘った土をどこに捨てるかという残土処分の問題もあるように聞いているので、そこら辺の根本的なところを振り向けられるのでしたら繰り越しでも、何か計画だけでもつけておいてもらったらいいと思うので、もう要請にさせていただきますが、ちょっともったいないと思うので、その辺をぜひよろしく願いいたします。

◎横山委員 床上浸水対策事業、宇治川、日下川、特に宇治川の台風12号、11号で、緊急的にも短期的にも取り組んでいただいて、本当に住民、ありがたいけども、現状はどのような進捗ですか。円滑に行われていますか。

◎岩崎河川課長 床上浸水対策事業、日下川と宇治川の2カ所でございます。日下川につきましては、平成27年度末で事業費ベースで7%、27年度からの5カ年の事業でございますので、初年度としてはその程度の進捗率かなとは思っておりますし、参考までに、今年度末まででございましたら24%という進捗率になっております。日下川については、初年度ですので工事のほうについては1%程度となっております。宇治川は、27年度末の進捗率が事業費ベースで23%となっております。工事費ベースでは15%です。宇治川については用地補償費もございまして、用地補償費についてはことしの5月末のデータですが、事業費ベースで45%、面積ベースでも44%程度の取得となって、鋭意努力して進捗を図っているところです。

◎横山委員 また引き続き、よろしく願いいたします。

それと堤防の地震対策はやらないかん箇所を設定しているものと思うんですけども、どれぐらい進んでるんでしょうか。

◎岩崎河川課長 地震対策につきましては、現在浦戸湾内を中心に進めているところでございまして、浦戸湾内の整備率は、計画延長39キロメートル、約40キロメートルに対しまして、27年度末で14キロメートル、36%の進捗となっております。

◎横山委員 また引き続き予算を確保していかなければいけないと思うんですが、何年計画でとか、予算の確保はできそうなんですか。

◎岩崎河川課長 昨年までございました全国防災事業は、特別のものがあって50億円予算計上させていただいたんですけども、今年度からその事業が廃止になっておりまして、通常の防災安全交付金の中で地震対策もやっていかなければならないというのが現状です。そういったことから、国に対して積極的に政策提言を行う、あるいは補正予算を活用するといった施策を行っているところでございまして、その何年というのはちょっと今、若干見えにくい状況になっております。

◎横山委員 ぜひとも、浦戸湾の三重防護ですか、国も一生懸命採択してくれてやってる中で、やはり堤防も一緒に、セットになって大事な津波対策になると思いますので、ぜひとも御努力いただいて、少しでも早くということを、よろしくお願い申し上げます。

◎桑名委員 関連で、地震対策ですけど、今河川のほうから出ましたが、県内のダムの耐震性、坂本ダムと桐見ダムですかね、これの耐震性能の調査が行われたみたいですが、結果はどのような状態だったんでしょう。

◎岩崎河川課長 県内のダムにつきましては、通常いわれるL1地震動に対しましては、全てクリアしている状況です。現在、一般的にL2地震動といわれるものに対しまして、永瀬ダムと鏡ダムのほうで調査を実施している最中とございまして、坂本ダムにつきましては、L2の地震の波形を、国の国土技術政策総合研究所と協議しながら、こういう地震の揺れをこのダムに与えますよということまで決定したところでございまして、その解析はこれからになっております。

◎桑名委員 ダムね、これはまたしっかりやっていただきたいと思います。

それともう一つ、先般私の家の前、鏡川の堤防の強化、先ほど言われた地震対策が終わりましてね、ありがたいこととございまして、ただ、住民からちょっと言われたのが、工事が始まる前に家の中に入って写真を撮って、次何かあったときには言ってくださいよということなんです、住民としたらわざわざ県に電話して、ここがゆがんでる、ゆがんでいるかどうかわからないのに言うのは言いにくいし、普通であれば最初に調べてきたら、終わった後に何か変わりがないですかと、ここちょっと前よりも違うかもしれないということ、もっと言いやすいんですけどもということなんです。今我が家なんかもコンサル会社に来て、各部屋も写真撮りまくって行って、終わった後には何もないんですけども。

やっぱり委託するときに、最初の調査と、終わった聞き取りまで入れた委託をするべきではないかなと思うんですが、今どんな仕組みになってるんでしょう。

◎岩崎河川課長 まずは一般的なことにはなりますけれども、通常は委員のおっしゃるように、工事の前に家の中を写真撮影、あるいは目盛等を使って調査をさせていただいて、工事が終わった後、再度調査するというところでございまして、工事が1年になるのか2年になるのかと、ちょっと不確定なところもございまして、事前調査と事後調査は一緒に発注することにはなっておりません。工事が終わった後、今、何もないよというお話でございましたが、工事がひょっとして終わったばかりなのかもしれませんけれども、通常は終わった後、土木事務所のほうから、いかがですか、再度終わった後の調査をしましょうかとお声かけさせていただきまして、申し出がございましたら、事後の写真撮影あるいは影響調査をさせてもらっていくという手順で進めております。ですので、今ちょっとどの段階かがわからない状況ですが、一般的にはそのような手順を踏むことになっております。

◎桑名委員 わかりました。それこそ最近終わったところなんで。そういったことで、要は土木事務所から手紙が来るわけですか。

◎岩崎河川課長 手紙が行くはずです。あるいは直接声をかけるのか、事務所によって若干やり方が違うかなとは思っております。

◎桑名委員 了解しました。

◎金岡委員 先ほどの話と同じ河川改修費なんですけど、一級河川の吉野川が県管理というのは大変な状況だと思いますが、その中でもやはり、ここ数年は台風が来なかったのでもっとしておるところなんですけど、台風が来れば確実につかるところとか、あるいは崩れる所はもうわかっているわけですね。それで計画を立てられておるんですけど、なかなか実施に至らない状況にあるんですけど、その中で不用額が出ておるといって、まあいろいろ説明がございましたけれども、できるだけ早くかかってほしい所があるんですけど、いかがでしょう。

◎岩崎河川課長 おっしゃるとおりでございまして、吉野川につきましても、鋭意改修の場所の計画を立てまして、整備計画に位置づけておるところではございます。今後とも不用を極力出さないように努めてまいりたいと思います。

◎金岡委員 もう一つ、市町村や民間との連携というのがございますが、ここに河川管理費、河川管理推進事業とあるんですけど、河川といいますか土手に堆積した砂を地域の方々がのけておると。あっさり申し上げて、なかなか土木がやってくれんという話も聞かれるわけです。それからヨシが随分生えまして、何とかならないかと毎年のように言われますけれども、それもなかなか除去ができないと。そうした中で、地域の方々が一生懸命やっておりますけれども、地域の方々が細々とやっておるといって状況、さらに、砂がたまって洪水時にはすぐに水があふれそうだと、その堆積した砂をのけてほしい、ついでにヨシものけてほしいという話もございまして。いっぱいあるんですけど、なかなかそれが進まないわけです。

ね。今言ってるわけじゃないんです。数年前から、もう話が出ておると思うんですが、そういうことへの取り組みはどうなんでしょう。

◎岩崎河川課長 河川改修費、県単での事業でございますけども、約10億円の事業費がございます。改修あるいは環境に対するものが約4割、残りの6億円程度を維持修繕系に充てている状況になっています。おっしゃられるように、なかなかこの事業費の中で、かゆいところに手が届くと申しますか、そういったところまで手が回ってないような部分もありますけれども、事務所と話し合いながら、重要度が高い所から順次やっているところがございます。実際、ヨシ、アシの除草につきましても、河川管理費とか河川管理推進事業費、ボランティアの方々に協力をいただいてやっている所もございます。また土木企画課のほうでありました地域の安全安心推進費、そちらのほうも若干使わせてもらっているような状況で、精いっぱい努力しているところでございます。

◎金岡委員 ここに事業執行の目的と書かれておるんですが、要するに市町村とか各団体と一緒になると、それを支援するということが書かれておるんですけども、市町村あるいは当該の集落、そしたらそこへ話をしたことがあるんでしょうか。

◎岩崎河川課長 先ほども若干御説明しましたけども、河川環境整備等委託料というものがございまして、平成27年度につきましては川支え合い事業という名目で、地元の地区、団体、そういったところに委託をして草刈り等をやっていただいたものでございまして、実績として62河川、72の団体の方が草刈りに協力していただいております。また本年度からは、おもてなしの水辺創造事業という名称に変えまして、草刈りなどを集落活動支援センターとかにも声をかけながら、60件近くの対応を考えているところでございますし、また、河川愛護団体、リバーボランティアをお願いしている、そのときにはタオル、軍手、保険料、そういったものしかお手伝いできませんけども、27年度に活動していた団体は113団体ございまして、延べで約1万5,000人の方が河川管理に協力していただいている状況です。

◎金岡委員 残念ながら私の、吉野川及び支流では聞いたことはございませんので、ぜひともそういう形ででも前へ進めてほしいと思うわけでありまして。それと特に、来年愛媛国体がありまして、そのカヌー競技をやる場所がありますが、その整備なんかは全く手つかずといってもいいと思うんですが、そこら辺も、今後どのようにやっていくのか地元の者もわからないですし、どういうふうにやっていかもわからない状況ですので、そこら辺はどのようにお考えなんでしょう。

◎岩崎河川課長 汗見川が流れ込んできた下流の周辺と考えてよろしいでしょうか。

◎金岡委員 そうです。

◎岩崎河川課長 その区間については、前回の国体のときにも確かカヌー競技場になりまして、左岸側を景観ブロックであったり、観客用に階段のブロック護岸とした経緯はござ

います。今回の整備計画に基づきまして、余り延長は伸びてないんですけども、下流に向かって左岸側、毎年、幾らかの工事をさせていただいているところでございます。

◎**金岡委員** 具体的に話が出ましたけれども、要するに、ヨシを刈るだけでもやらないと、何とも生え茂って、余り美観はよろしくない状況ですので、そういう方々が来たときにはどうかとも思います。ぜひともそういうところを、きちっとやっていただきたいなというところですよ。

それからもう1点、このダム管理の負担金ですが、不用額がこういうふうに出ておるのはどういう、前年と比較をしても同じような形になってるんですか。

◎**岩崎河川課長** 不用になっているのは早明浦ダムの負担金でございますが、水資源機構のほうでその1年、こんなことをした、あんなことをしたという事業が示されます。それについて一定の負担をもって負担金をお支払いする中で、言い値と言ったらおかしいですけども、これだけかかりましたという報告がユーザー、高知県、徳島県、香川県でありますとか、そういったものが私どものほうに来まして、それに対してみんなで内容を確認した上で負担金を支払っておりまして、若干予算を多目に積んでいた状況になってございます。

◎**金岡委員** これは要するに予算をとって、執行して、そして不用額、大体こんな感じで毎年続いているんですか。

◎**岩崎河川課長** その前年の数字は現在手元にはございませんが、予算を組む際には一定の聞き取りなりをしまして、年間これぐらいという話を受ける中で、それに対する比率を予算計上するようにしております。

◎**金岡委員** 私が思うのには、大体前年の決算額に基づいて予算を立てていく形になるんじゃないかと思うんですが、それとはちょっと違うようですので。またそこら辺、適正に執行されておれば、それはそれで結構だと思うんですが、不用額が両方合わせて1,300万円ぐらい出ているということで、乖離がちょっとあるんじゃないかなと思いましたので。それはそれで結構です。

最後に、堆積物とか除去とかいろいろ先ほど申し上げました。汗見川との合流地点では、堆積した砂を地元の方が重機を出して除去した経過もあるようです。ちょっと、もう今後はようせんぜよというような話もしてましたので、ぜひともそこら辺はお話をするなり、協力要請してもいいと思います。それはそれでいいと思いますが、河川管理の主体は県ですので、そこは主体的に取り組んでいただきたいと思います。

◎**橋本委員** 河川整備費の測量調査等委託料ですが、1億7,000万円くらいの委託料を組まれてまして、不用が3万9,920円になってます。これを見ると、全部指名競争入札になっているんですよ。余りにも不用が少ないのでちょっと聞きたい、落札率ってどれくらいになっているんですか。99%以上、限りなく100%に近くなってるんじゃないですか。

◎岩崎河川課長 一つで出してるわけではなく、かなりの件数を発注しております。一つで発注しているわけではないということでございます。

◎橋本委員 そういうことを聞いているわけじゃなくて、これ見たらわかるんですけど、かなりな数というのは。

◎弘田委員長 課長、橋本委員の言っているのは、多分予算の仕組みによるものだから、これは後で説明するように。公共事業はなかなかわかりづらい部分があるんでね、こういう場合も発生しますので。私はわかりますけど、後できちんと説明をするように。

◎橋本委員 ぜひお願いします。

◎弘田委員長 よろしいですか。

◎橋本委員 はい。

◎弘田委員長 質疑を終わります。

以上で河川課を終わります。

〈防災砂防課〉

◎弘田委員長 次に、防災砂防課について行います。

(執行部の説明)

◎弘田委員長 ここで一旦休憩します。再開時刻は午後1時とします。

(休憩 12時02分～12時58分)

◎弘田委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

質疑を行います。

◎米田委員 203ページの急傾斜地の崩壊対策事業で、27年度78カ所と言われたと思うんですけど、例年、大体どうなんです、そういう数ですか。多分単年度で終わらるので、2、3年でということになるかと思えますけど、毎年それぐらいの事業数、規模ですかね。

◎光永参事兼防災砂防課長 箇所数は、27年度につきましてはほぼ同じ箇所、28年度については完了箇所があるので若干少なくなっておりますけれども、集中的に継続箇所について進めている状況でございます。

◎米田委員 私も1カ所行ったんですけど、関係の地権者に同意をもらわんとはいけませんよね。なかなかその作業が大変なんですけど。土木事務所の方も一緒に行ったりもしてくれてるんですけど。そこら辺、地主がそこにおるとは限りませんで、あちこちにおってなかなか大変な作業で、しかも何とか急傾斜の対策をしてもらいたいという方々も、仕事を持っていろいろしている方で大変なんです。もう少し事業を進めるに当たって、同意を得たりするのに、今土木事務所の職員の方が頑張っていて、応援で一緒にやってくれようんですけど、もう少し住民の方のそういう思いが軽減できるような対応はできるんでしょうかね。

◎光永参事兼防災砂防課長 急傾斜地崩壊対策事業につきましては、採択基準等で10戸以上のお宅があって、事業費が7,000万円以上とか決まっております。採択基準には崖高とかありますけれども、合意が要ることになっております。その同意をどのように集めてくるかはそれぞれのやり方があろうかと思うんですけれども、基本的なところとして、住民の合意をもってやる事業で、土木事務所が例えば反対してる方に、あなたがやらないと10軒が集まらないからというようなことを言うわけにもいかないので、そこは住民の方が協力してやっていこうと相談をしていく中で、事業の役割とか、どんなものができるかとか、あるいは仮に工事をやるとなったときには何年ぐらいかかるかとか、そういう事業の仕組みの説明については汗をかくようにしていきたいとは思いますが、合意するところに踏み込んでいくのは、ちょっとやり過ぎになるかなと思いますが、御意見、了解いたしました。

◎米田委員 もちろん合意する、説得してくれという話ではなくて、この前も一緒に土木事務所が行ってくれたんですよ。相手はどう私権が制限されるかとか、そういう不満を持っていますので、それは一緒に行って説明しますよということです。そういう点では一緒にやってくれるんですけど、どこへ行ったらいいのかとか、地権者は誰だとかいうことを含めて、そういうことを十分住民の方々にお知らせもしていただいて、こういう対応が要りますよと、一緒に行きますよとか、そういう親切丁寧な対応を、現に土木事務所の方がとってくれている面がたくさんあるんですけど、さらに協力して、事業が進むように徹底していただきたいと思うんですけどね。

◎光永参事兼防災砂防課長 お話があったことについては、土木事務所のほうに伝えるようにいたします。

◎米田委員 それと、聞くところによると市町村は大体、例えば高知市では春野が一緒になりましたけど、高知市は大体年2カ所か3カ所ですよとかいう、暗黙にそんな決め方があるような感じもするんですよ。市の担当者がそんな言い方をするわけよね。やっぱり本当に急いでやってもらいたいところもあるので、予算の規模が基本、大きい1番のもとにあるかもしれませんが、市町村ごとに実質割り当てたようなやり方ではなくて、緊急度なり必要性なり、事業の進捗状況を見ながら進めていくと、採択していくということを、ぜひもう少し踏み込んで検討していただきたいと思うんですけど。

◎光永参事兼防災砂防課長 事業の実施について、この市町村で何カ所やるということを決めて配分をしているわけではございません。当然、事業の総枠が決まっておりますので、その中でということと、継続箇所を中止にするわけにはなかなかいかないので、継続箇所については計画的に実施をする中で、終わった箇所が出てくれば予算にそれだけあきが出てくるので、新規箇所を追加していく形で事業をしております。その中で新規箇所をとる際に、冒頭申しましたように、高知市で終わったから高知市で採択するということではな

くて、上がってきたものの中で緊急性、重要性等を鑑みて採択をしておりますので、御了解いただきたいと思います。

◎**米田委員** なおそういう、例えば高知市であれば今年度はできませんよと、熟度じゃなくてお金の関係で、だからこの19億円、毎年これ前後のお金をふやすかどうかという判断にかかりますので、ニーズが、ずっとまだ待っているという状況があれば、ぜひもう少し促進できるような対応を内部で検討していただきたいと思いますので、要望しておきたいと思います。

もう一つは、203ページの土砂災害防止法に基づく調査かと思いますが、この砂防等の基礎調査、結局は広島県の災害があったときに、知事も何年かの間に全部調査もして、危険区域とかの指定もしたいと言われておりましたけど、全体の進捗状況、箇所数、どこまでできたのか、あとどんなスケジュールで進むのか、ちょっと教えてください。

◎**光永参事兼防災砂防課長** 基礎調査は危険箇所について調査をいたしまして、土砂災害警戒区域あるいは土砂災害特別警戒区域を定めていくものでございます。今、土砂災害警戒区域のほうの調査を先行して進めておりまして、こちらについてはおおむね1万8,000の危険箇所のうち、半数の9,000カ所について指定が終了した状況でして、スケジュール感としては30年の調査終了、31年の指定完了を目指しているところでございます。

◎**米田委員** できるだけ早くやらないかんけど、一定予算も要りますので。滞りなく進むようにぜひ努力、頑張ってくださいと思います。最初に報告されましたが、そういう指定された区域で住民の方の避難訓練をやられたわけよね。その説明ではなかったかね、大豊とかいのかい、あれは違うのかね。

◎**光永参事兼防災砂防課長** 説明が不十分でございまして。202ページの砂防諸費の中で大規模土砂災害対策訓練委託料で説明させていただいたのが、大豊、東洋等で実施したものでございます。土砂災害警戒区域等を指定しているのは、土砂災害が発生したときに、溪流から土砂が出てきて被害を直接こうむるようなものでございますけれども、さらに大きい土石流が発生した場合には、川を閉塞して危険箇所ではない所にも土砂災害が発生することがございまして、そういう緊急調査が土砂災害防止法の中で決まっております、高さが15メートル以上の、せきとめ湖みたいなのができるときには、改めて調査をするものがございます。そういうすごくレアなケースのときにこんな情報が出ますよということを、市町村の職員の方も把握をしてないといけないということで、そういうのをメインにしなから、あわせて住民の方の避難訓練もやっているものでございます。

◎**米田委員** いずれにしてもどちらにも実践的な訓練が必要なわけですし、それとももちろん住民の方が自助の立場でやらんといかんけど、同時に、避難勧告なり指示を出すタイミングがずっと問題になってまして、訓練する場合も、やっぱり行政と一体となってやらないと有機的な避難訓練にはならないと思いますので、そこら辺は十分協議もしなが

ら、行政と一体となった住民の防災訓練にさせていただきたいと思います。これは要請しておきたいと思います。

◎横山委員 26年度の意見についてですけれども、中山間地域においては空き家がふえ、戸数が足らず、要件を満たさない箇所がふえていると、ついでには国に対して要件緩和の要望を行い、ということですが、これは採択基準の緩和とハード整備の促進に必要な予算の要望を行ったということですが、やはり中山間地域に人が住めるようになるためにはこの要件緩和は大変重要と思うんですが、国の動向としてはどんな見解ですか。

◎光永参事兼防災砂防課長 この要望については、全国地すべりがけ崩れ対策協議会という、47都道府県が一緒になって要望しているところでございます。採択基準の緩和についてはかなりハードルが高いと考えているところです。これまでもこういう要望をしてきた結果、少し古くなるんですけれども、10戸のものが避難関連であれば5戸でいい、そういう採択基準が緩和されたり、あとは運用の中で、例えば今までであったらお寺のようなものは保全対象にならなかったけども、避難所になる所はお寺であってもいいとか、それは基準ではなくて運用の中なんですけれども、そういう緩和がされているところでして、採択基準の緩和自体はかなりハードルがきついですけれども、これは47都道府県一緒になって要望を続けていくことで、頑張ってもらいたいと考えております。

◎横山委員 命の道、地方の道を、皆さんどんどん整備をしてくれている中で、やはりこの点と線が一緒になって初めて、中山間は地方創生が図れるんじゃないかと思うんですけど、私らも中山間を回りよったら空き家が本当にふえてるんで、やはりまず採択基準をこれからも力強く国に働きかけていただくように要請をしておきます。

もう一つ、がけ崩れですけれども、これも確か採択の勾配とか高さとかがあると思うんですけれども、このがけ崩れに関しての採択基準とかは問題点は出てきていませんか、やってもらいたいけどとかっていう。

◎光永参事兼防災砂防課長 ちょっと個別にはお伺いをしていないんですけれども、交付金でやるものについては、崖の斜面が30度で崖高10メートル以上、さらに先ほど申し上げたような基準がありますが、このがけ崩れのほうは、市町村がやるものに対して県単で補助をしているものでございます。それについても一定の基準が必要で、崖高については5メートル以上だったと思うんですけど、崖が30度ということで。ここについては、1戸から要請ができるということでやっているところです。市町村によっては、この崖の基準よりも下回るところを市町村事業としてやっているところもあり、そこは一定の基準を決めて、国がやるもの、県がやるもの、市町村がやるものの区分けをしながら、やっていきたいと考えております。

◎金岡委員 地すべりとか急傾斜、がけ崩れ、中山間地、特に嶺北地方は全部が当てはまるわけですが、特に大豊町に関しましては、それぞれの家がもうそのままこれに該当し、

逃げる所もない状況ですので、そういうことを考えれば、ぜひともどンドンと安全な方向にやってほしいと思います。その中で、がけくずれ住家防災対策費がありますが、急傾斜地に縦に家があった場合に下の家に落ちかかるといったときに、そのがけくずれ住家防災対策費を使ってやる。上の家が結局その対象になって、要するに受益者負担といいますが、負担金を出さないかんわけですね。けど崩れて問題になるのは下の家ですよ。その家が一緒に崩れたらあれですけども。ですから、その下の家が問題で、何とかしてほしいといったときに、上にある問題の箇所の家の方が同意をする、お金を出さないといけないわけですね。そんなときはどのようになっていますか。

◎光永参事兼防災砂防課長 個別の問題はちょっと承知してないんですけども、一般的、全国的に、崖を持っておられる方とその下に住んでおられる方が違う場合に、これを誰が負担するかというのは問題になっている事例が非常に多うございます。

◎金岡委員 個別の問題と言われましても、特に大豊町なんかではもう一般的な問題なんです。上から下までずっと家がありますので。上が崩れると、例えば上の家は崩れなくても庭が崩れたと、そしたら下の家へ落ちかかると、こうなるわけですね。そうしたときに、今申し上げたとおり、その対象は上の家なんです。県が2分の1、町村が4分の1、受益者が4分の1となるわけで。そうすると、上の方が同意しないとできないんですよ。それからもう1点、今お話がありましたけど、空き家になってるケースがある。そしたらそれはどうするのが、今現実にたくさんあります。どのような処理をされているのかお伺いしたいんですが。

◎光永参事兼防災砂防課長 全国的には、基本的には崖を持っておられる方が、他の方に迷惑をかけないように、つまりその崖が崩れないように責任を持つという形で対応を進めている県が非常に多いのが実態でございます。そここのところに、県としてこうしろというような指針を出したりはしておりません。そこは住民の方の話し合いに委ねているところだと理解しております。

◎金岡委員 かなり難しい問題だと思いますので、これでおきたいと思いますが、要するにこのがけくずれ住家防災対策費は使いやすいですよ。ある一定、こういう問題が起きたときにすぐ使えるんですが、今申し上げたとおり、ケースによってはやりたいけれどできない。例えば空き家であつたら、もうそれはできないわけですね。対象の家が空き家の場合には、ずっと追跡していかないかんからできないわけですよ。ですから、そこら辺のことも含めて今後は、非常にこういうケースの家が、あるいはそういう場所が多いので、ぜひとも、安心して住めるようにその対策も考えておいていただきたいと、要請しておきます。

◎弘田委員長 質疑を終わります。

以上で、防災砂防課を終わります。

〈道路課〉

◎弘田委員長 次に、道路課について行います。

(執行部の説明)

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎横山委員 せいかつのみち整備事業費ですけれども、土木企画課からお話があった地域の安全安心推進事業と、どういう使い分けになっているのでしょうか。

◎森田道路課長 せいかつのみち整備事業は道路に特化して、道路の改築系といいますか、そういう面で地元の要望の高いところへ対応できる形で配分しております。

◎横山委員 例えば舗装がちょっと劣化して、ぼこぼこになっている所を局部的に直すのも、このせいかつのみち整備事業ですか。

◎森田道路課長 そういうのは、計画的に直す場合には防災安全交付金等の交付金を充てて計画的にやりますし、応急的な要望があった場合は、主には地域の安全安心推進事業で対応している状況だと思います。

◎横山委員 大変迅速に対応していると地元の人からもよく聞いてまして、地域の安全安心推進事業もそうなんでしょうし、せいかつのみち整備事業費でも迅速にやられているんだらうなど。例えば舗装を直したり、木を切って見通しをよくしたりというようなことを地元が要望すると、大変迅速に土木事務所、出先が動いてくれたということで、先ほど橋本委員もおっしゃってましたけれども、こういうことって大変重要なんで、また予算の確保に努めていただきたいと思っております。

あともう1点ですけれども、県道の改良はかなりまだまだ長くかかると思うんですが、緊急輸送道に指定、想定されているような所の、のり面対策であったり、緊急輸送道に対する対策はどれぐらい進んでいるのでしょうか。

◎森田道路課長 我々が緊急輸送道路に対して、まず取り組んでおりますのは橋梁の耐震化でございます。緊急輸送道路における橋梁につきましては、耐震の強化レベルというものがございしますが、我々がまず取り組んでおるのは落橋しないような耐震対策、まずはこれに緊急輸送道路全部対応しようということで、平成30年度を完了目標として、今、取り組んでいます。ほぼ全部、着手している状況になっております。一部、かけ替え等で対応しなければいけないような老朽化した橋もありますので、ほぼ全部着手済みという状況でございます。

のり面につきましては平成8年当時に調査をやっておりまして、かなりの箇所が対策を要する箇所として抽出をされております。またそれを再調査等して計画的にやっという取り組みをしているんですけども、いかんせん数が非常に多いというところがございます。緊急輸送道路だけに特化して見ますと、全体の45%ぐらいの対応にとどまっている状況でございます。

◎横山委員 やはり中山間とかでは緊急輸送道がまず大事で、落橋対策も国の代行業業でいち早くやっていたいただいて本当に地元も喜んでいますし、小さな橋もいっぱいあるし。本当に、ここが潰れると孤立化するような所を私もかなり目の当たりにしていますので、優先順位をつけてまた取り組んでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

◎金岡委員 道路維持管理になるのか、せいかつのみち整備事業になるのか、あるいは地域の安全安心推進事業になるのかわかりませんが、道路の雑草とか木とかを切つてのける作業なんですけど、地域の方々が一生懸命、国道、県道についても近くの方がやっています。しかし高い所が全くもう、これは危ないからようやらんということで残っています。かなりたくさんありますので、そここのところをぜひともやっていただきたいんですが、どのようにお考えでしょう。

◎森田道路課長 道路の除草については各路線ごとに維持委託をしております、基本的にその委託業者に対応してもらっているところです。また、中には地域委託といたしまして、年に2回ほど地元の方々にお願いして、費用を一定お支払いして除草していただく形で対応しております。高い所や、高刈りといいます木が枝が生い茂っているのをのけたりとかいうものについてはもう、基本的には業者への委託の中で対応しています。御要望がある箇所をまたお話を聞きながら、事務所のほうで対応していきたいと思っております。

◎金岡委員 地域へ委託という話も出ましたが、嶺北地域の中ではそれがちょっとないようですので、ぜひともまた地域の方と相談をしていただきたいと思います。と同時にもう一つは、その高い所の木がもう物すごく伸びている。嶺北地域のそれぞれの道へ行かれたらわかると思いますが、横に伸びているんですね。ここ数年、大雨はないのでいいですが、下へ落ちるような状況が想定される所が随分ありますので、そここのところはぜひとも対処していただきたいと思います。要請です。

◎高橋委員 少し気になったんですけど、中央東土木事務所の委託のところ福重建設、7ページの上から2番目に道路維持で3,500万円、下へ行って4,300万円、もう一つぐっと下へ行って2,100万円というのがありますよね。道路委託の維持管理よね。全体に2、3、000万円ぐらいで、たまたまこの期に多くなったのかもわかりませんが、これ足したら1億円近くになりますよね。前にお伺いしたときに、こういった委託の事業をやっているところは、優良工事とかでの評価点の中には、全くこれは加味されていないのよね。僕が言いたいのは、結構こういった工事は山、のり面が潰れたとかの場合に、緊急に従業員を派遣してポールを立てたり通行どめをしたり、早目に派遣をしないといかんので、それなりの体制は組んでいると思うのよ。道路課本課でよね、余りばらつきがないように。建設会社で見たとき、年間5、6、000万円で1年間仕事をやっているとところが結構あるのよ。委託を受けるだけで今言う1億円近いところとか。それから高知土木事務所の管内にも、特に土佐山なんかへ行ったらこの都市美粧という会社が高知本山線の管理をしよらね。結構いつもその

看板は見るわけよ。で、余りこう金額がのるようであれば、そこに二つの企業を入れるとかして平準化していく方向を選択していかんと、もうその路線で決まってしまうたら、確かに管理をするのは大変かもわからんけど、一定の利益が出ることを想定して県も発注しゅうろうし、企業もそのことを見込んで仕事を受けていくわけなんで、余りばらつきがないようにしていかにと。ここは各土木事務所で発注はしゅうけど、森田課長のところでここをしっかりと見ていって、今年度の金額の全体を見てよね、やっぱり来年度、どういった形で発注をしていくかというのも考えていかんといかんのじゃないかなと思います。御意見があったら少しお聞かせを願えますか。

◎森田道路課長 一つの企業に偏らないような配慮も当然必要だと思います。この維持管理委託は業者のほうも結構負担感が大きい業務でございます。ある程度まとまらないとあわないというお考えもあろうかと思っておりますので、そこら辺また業界の方々の御意見もお聞きしながら、次の発注に取り組んでいきたいと思っております。

◎高橋委員 それと、ここへ参加できる業者というのは何かの基準があってこれを決めているんですか。

◎森田道路課長 各事務所で、今までの実績等を勘案しながら指名を組んで競争入札にかけている状況でございます。

◎弘田委員長 質疑を終わります。

以上で、道路課を終わります。

〈都市計画課〉

◎弘田委員長 次に、都市計画課について行います。

(執行部の説明)

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎高橋委員 秦南団地の日赤の病院のところの事業ですが、全体の計画が示されてますので、おくれることがあってはならないと思うんですが、高知市のほうに用地かなんかで職員を1人派遣されてこの事業をやられています。せんだって私と高知市の市議会議員と2人が呼ばれまして地権者にお会いをしてきました。基本的には随分と反対されていたんですが、この事業を県も市もやっていくということで、御協力を願いたいと、2、3年前にそんな話をさせていただいた経過があったんですが。そんな話もあって我々呼ばれたんですけど、用地買収に来た職員さんが非常に若いということが1点あったと思います。それと、周囲の情報も出せるものと出せないものがあると思いますが、用地の交渉に来た職員さんに信頼を全く持ってませんでね、このままでいけば恐らくなかなか用地の取得は難しいんじゃないかという印象でした。市議会議員も同行してましたので、基本的に高知市が用地交渉をしていますので、地権者からのお話をお伺いさせていただいて。当然ここを道

が抜けていくと、今の事業者さんはここでは少し手狭になって、事業の継続が難しいのではないかと、僕は印象を持ってたんですけれど、それでも住みなれた所なので、現地でこれからも事業を継続したいという思いがあったんですけど、前向きに考えていただいているので、もう少し職員で知恵を絞るというよりも、積極的にもっと上の方とってはいけませんが、やっぱりしっかりした方を派遣してね、地権者の思いがどんなところにあるのか、金額面なのか、その職員の対応に不満があるのか、その辺をお聞きしてね、突然、ここへ道が抜けます、あなたの土地を買わせてくださいと行きゆうわけなんで、それはそれでね、部長、やっぱりしっかりした対応をしていかないと、もともと何十年もやられた企業がそこで営業できなくなるかもわからないという、そんな現状の中での苦渋の選択をするわけなんでね。やはり、もっとしっかりした対応をしていかないとなかなかこの事業は進まないような印象があったので、そこをしっかりと、県のほうでも大事な事業なんでね、私のきょうの意見も踏まえてしっかりと対応をお願いしたいと思います。用地交渉の過程で、もし少し進んでる部分があったら、報告できるものがあったら、報告していただけたらと思いますが。

◎島田都市計画課長 高知駅秦南町線の今の用地の進捗状況でございますが、産業道路からシキボウ団地の間、地権者の方が19名いらっしゃいます。昨年12月から本格的な交渉をさせていただいております、現在7名の方と契約をさせていただいております。ほかの地権者の方につきましても、補償金額の提示等、具体的な交渉もさせてもらっているところなんですけど、先ほど委員からのお話にもありまして、大規模なケースであったりとか、あとは借家人が多くいらっしゃったりとか、代替地を希望されてる方とか、やっぱり皆さんいろんな諸事情がございまして、今そのあたりについて、委託してる高知市のほうが誠意をもって対応していると思っております。県としましては高知市と連携して、今年度中の地権者の方全員との契約を目標にしておりますので、高知市と一緒に取り組んでいきたいと思っております。

◎北用地対策課長 用地対策課長の北です。先ほどお話のありました県からの職員はうちのほうから派遣しておりますので、一言ちょっとお答えをさせていただきたいと思っております。派遣している職員は用地の補助といいますか、事業自体の実施主体は県でございますが、用地の買収自体は今、高橋委員からお話があったように高知市が担っておるということで、ただ、用地のベテラン職員をとということで、県のほうから1名職員を派遣しております。今お話のあったことについては、なお、派遣しておる職員に対して話をしまして、今後の対応について内部でも検討していただくように伝えたいと思っております。

◎高橋委員 お願いします。

◎弘田委員長 質疑を終わります。

以上で、都市計画課を終わります。

〈公園下水道課〉

◎弘田委員長 次に、公園下水道課について行います。

(執行部の説明)

◎弘田委員長 質疑を行います。

(なし)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

以上で、公園下水道課を終わります。

〈住宅課〉

◎弘田委員長 次に、住宅課について行います。

(執行部の説明)

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎橋本委員 費目の(1)住宅費の中の住宅新築資金等貸付助成事業費補助金ですが、これは多分、地域改善対策事業か何かで住宅新築資金の貸し付けをして、その残った債権を回収するための事務補助だと思いますけれども、高知市ほか21市町村に補助したと思いますが、実は、一体、県全体で債権が、この住宅新築資金、どれだけ残っているのか、その見通しはどうかをちょっとお尋ねします。

◎阿部住宅課長 県内の市町村が実施したこの事業に係る債権がどれぐらいあるかにつきましては、今手元に資料がございませんので、ちょっとお答えできないんですけれども、この事業につきましては、既に貸し付け自体は終了しておりまして、償還期間も制度が始まったころは15年、それから18年に延び、今は25年まで延びている状況でございますので、恐らく平成32、3年ごろには全て償還期間が来るはずでございますけれども、御案内のとおり、やはり結構市町村によっては焦げついておる債権があると聞いております。総額は把握してないんですけども、私どもとしましては、市町村に対して債権回収も含めたいろんな事務に対して補助しておるところでございますので、委員の御意見も踏まえてちょっと県内の状況を、個別の案件について話が来るものは把握しておるんですが、ちょっと全体像を押しなべて把握しておりませんので、そこは今後把握してまいりたいと思っています。

◎橋本委員 御承知のとおりこの事業はもう終わって、基本的には国から地域改善対策事業として、要は貸付金を市町村が全部肩がわりをしているんですね。残った債権、回収できなかった債権を一生懸命回収しているんですが、そのときこういう形で補助金をいただけるのは非常にありがたいことです。でもやっぱり市町村には回収に対するノウハウって余りないところが多いんじゃないかと思っています。確かに、そういう補助金を国が2分の1、多分県が4分の1というパターンで出していると思うんですけども、それは非常に助かるんですが、ただ、やっぱり回収ノウハウの指導もしてもらいたいと思います。課長がデータを取ってくれるということですが、これ多分、集めたらかなりたくさん不良

債権的なものがあるのではないかなと想定できます。32年以降、30年を超えるぐらいで、一定皆さんが完済してくれればいいんですけども、多分そうにはならないでしょう。なかなか厳しい状況なので。そういうことになってくると、結局は市町村がお金を借りた方々に対して、要はもう全部市町村が国のほうにキックバックをするということで、その原資は皆さんの税金ですので、やっぱりこういう形で、できるだけ回収をする方向性のお手伝いも、お金を出すだけではなくて、そのノウハウや知恵とかそういうことも、何とか協力してあげていただきたいと思います。ちなみに、清水は全部片がついていると思うんですけども、ほかの市町村かなりたくさんあると思いますので、どうぞよろしくお願いします。

◎阿部住宅課長 今、委員の御指摘を踏まえて、住宅課としましては、委員も御案内のとおり県営住宅使用料という大きな債権を買い取って、その回収に日々四苦八苦している状況でございます。そういう意味では、住宅課としてはノウハウが全くないわけではございませんので、そのところのノウハウも含めて、この新築資金の事業につきましては年1、2回、市町村を集めていろんな説明会もさせてもらっております。他市町村の先進的な対応なんかも紹介をさせていただいておりますが、そういった機会を捉まえて、我々が県営住宅使用料も含めてやってみて効果がありそうな取り組みについて、あらゆる情報を提供して応援してまいりたいと思っております。

◎橋本委員 よろしく申し上げます。

◎上田（貢）委員 木造住宅の耐震の推進の委託に関してですけども、耐震化の実績は27年度、過去最高で、熊本地震があって耐震の申し込みも急増してるということですが、そこでちょっと心配なのが、中間検査というか、やっぱり検証をしなくてはいけないのではないかなということなんです。これもう私、前から申してまして、さきの議会で坂本議員も同じような質問もあったんですけども、一般的な工事の場合でも第三者機関ですとか、建築士などの確認検査が行われるわけなんですけども、今回これ公金も使われているにもかかわらず、工事の大半を書類だけで済ませているのが現状ですよ。その中で万が一にも、一部の業者が突出して仕事を取って手抜き工事が行われたとか、それが原因で震災時に建物が倒壊したとか焼壊したとか、補助金支出を行っている監督責任が行政にないのかということが問われると思うんです。名義貸し同然の業者もあるという話も一部聞いておりますので、このあたりの徹底というか、十分な資格審査を行っているかをちょっとお伺いしたいと思います。

◎阿部住宅課長 まず、住宅の耐震改修に携わる事業者の登録制度を運用しております。診断士につきましては、まず建築士であること、それから我々の講習を受講していただいて、簡単な修了考査もパスをしていただくことで初めて登録ができます。また登録に当たっては、誠実に業務を遂行するということについて、活動指針なるものをつくって、当然それに従ってやれと、やられない場合は登録取り消しもあり得ますよということでやって

おります。それから設計事務所と工務店につきましては、こういった診断士と連携をしてやることを要件にしておりますし、またその連携をしている診断士が工事の際にはちゃんと現場をチェックせよという形でやらしていただいております。行政も当然関与すべきでございます、市町村が、なかなか全数は厳しいと聞いておりますけども、一定数ちゃんと中間検査を含めて現地をチェックし、技術力に不安があれば、県庁に御相談をいただければ、坂本県議にもお答えしたとおり、今のところ市町村から要請があった現場については、県庁職員も全部行っておる状況でございます。なお、今非常に件数がふえておって、委員御案内のとおり、特定の事業者が非常に忙しい状況にあることも把握はしております。我々、供給能力をさらにアップさせる必要も考えておりますが、委員御指摘のとおり質が落ちてはまずいので、そこについてはなおしっかり、事業者に対しても指導、そういった対応を求めてまいりたいと思っておりますし、市町村なり県の行政もできる限りの対応をしてまいりたいと思っております。

◎上田（貢）委員 壁にふたをした状態でどうやって検証するかという話もあるんですけども、起振機といいまして、東西南北の部屋にセンサーを置いて、揺らしてそのねじれ現象を客観的な数値、データで検証するというものもあつたりしますし、いろいろ方法はあるかと思っておりますので、その辺また検討していただければと思います。

◎米田委員 監査委員の指摘する意見に対する措置計画のことです。家賃代理納付制度、これは市町村あるいは福祉事務所ごとにやると思うんですが、例えば高知市とかがやられているのか、そこら辺の市町村の実施状況をちょっと。

◎阿部住宅課長 家賃の代理納付は生活保護世帯に対するものでございまして、生活保護費の中に住宅扶助費がありますので、それを福祉保健所なりから代理でいただくものでございます。今、県内に16の福祉事務所がございまして、このうち高知市も含まれます12の福祉事務所で代理納付の御協力をいただいております。

◎米田委員 福祉事務所が被保護者との関係で、本人の承諾を得たらできるということだと思うんですけど、そこら辺は十分それらの方々へ説明がされて、例えば県住に入っている生活保護の方、圧倒的に代理納付を利用されているという状況にあるんですかね。

◎阿部住宅課長 この代理納付につきましては、ちょっと時期はうろ覚えでございますけども、今は被保護者の方の同意は要らないことになっておりますので、基本的に福祉保健所に御協力をいただければ、被保護世帯の全てについて代理納付をいただけることになってございます。

◎米田委員 それが例えば高知市であれば、そういうことで運用してるということですね。

それと去年でしたか、私も質問しましたけど、家賃減免制度の周知徹底ということで毎年8月に所得申告をされていると思うんですけど、それを見て議会の答弁をされたと思うんですが、実際に申請すれば、その当時、数字上は4割を超える方々が減免の対象になる

と、しかし十分な周知徹底ができてなくて減免を申請されていない人が大分おいでましたよね。現在の所得の申告状況からして、どれぐらいの人が申告すれば減免の対象になるか、また、現にどれぐらいの方が今申請されているのか、そこら辺、全然聞いてないですけど、今わかりますかね。

◎阿部住宅課長 県営住宅は低所得者のための住宅セーフティーネットでございますので、当然いわゆる所得の低い方が非常に多くございます。入居者の中の、いわゆるそういった所得が低い方の割合というのは、大きく変わるものではないと思っておるんですが、今、その減免制度を使ってくださっている方というのは、委員から以前御質問いただいたときに、確か平成26年度の実態として、800件ちょっとぐらいとお答えしたと思えますけども、その後、周知徹底もさせていただきまして、昨年度は最終的に1,300件以上でございます。そういう意味で言うと、昨年度はもう入居世帯のおおむね3分の1の方々が減免制度を御活用いただいて、負担の軽減をしておる状況になってございます。今年度も、上半期でも既に1,200件になってございますので、一定、周知の効果は出たのかなと思っております。これが収入未済額の縮減にも間接的にはつながってまいりますので、我々としては無理のない負担でやっていただくということで頑張っておるところでございます。

◎米田委員 行政と住宅供給公社も努力されて、法、条例に基づいた対応をされていきますので、なおまた引き続き新しい人たちが入ってきますので、徹底をしていただきたいと思えます。

それともう一つ、県営住宅の団地で孤独死される方がおいでて、この前も団地の名前は言えませんが、周辺の方がにおうということで、公社の方が行かれたんですよ。でも合鍵も持ってないということで、鍵をあけなかったんですけど、その数日後、本当ににおってきて、警察と一緒に来てあげたら1人で亡くなられていた方がおいでですよ。私は、例えば団地の町内会長さんらも含めて、そういうひとり暮らしの人あるいはこういう生活実態だということが、少なくとも、せっかく団地の自治会をやられている方たちに、入居されればそういう情報も欲しいと、しかしなかなかプライバシーの問題があっかんわけですけど。そこに住まれて健全に安全に暮らせるのをどうしていくかということ、もっと公社あるいは自治会の皆さんと協力してやる必要があるんじゃないかなということで、ぜひ検討していただきたいと思うんです。

それと現実的に周りの住民の方からそういう訴えがあったときに、いいか悪いかは別にしても合鍵はないんですかね。まあ、何事もなかったらいいですけど、事例として、ちょっと前まではおいながらも発見できなかったと。つまりにおいが広がって警察も来てやっとわかったわけで、もう少し早く発見できていたと思うんですよ。そのときにやっておればね。そこら辺どんな対応をしてるんですかね。

◎阿部住宅課長 公社が合鍵を持っているかどうかは、ちょっと確認できてないんです

けども、今当然高齢化も進んでおりますし、1人世帯の高齢世帯の方は県営住宅でもふえていていると思います。私どもとしましては、未収金対策としての臨戸訪問も含めて、いろんなことで県営団地を訪れることはあります。公社のほうで結構行きますので、その際に御希望がある世帯につきましては、見回って「大丈夫ですか」とお声がけをする取り組みもしております。これも希望してないのに行くわけにはいかないものですが、そういった取り組みもやってございます。それでもなお防げないところがあるのかもしれませんが、我々としてはできる範囲でやっておるということでございまして、また委員の御意見も踏まえて、さらなることができるかどうかは検討してまいりたいと思います。プライバシーの関係もあってなかなか難しい面はあろうかと思いますが、考えてまいりたいと思います。

◎米田委員 確かに公社がひとり暮らしの方にやられています。長浜で知っている方も「月に1回声をかけてくれゆうきね」と言って、男の人ですが喜んでます。1人で暮らしてますから。だから、頻度の問題があるかもしれませんが、そこら辺は公社、あるいは管理人を置いていますし、それから町内自治会との話も含めて、まあ、倒れた直後であれば助かる可能性もあるんで、今後どうしていくかというのはちょっと部内でも検討していただいて、改善できる点があれば一緒にしていただきたいと思いますので、要請をしておきたいと思います。

それと215ページの建築物耐震対策緊急促進事業費について、大規模建築物の耐震診断の公表もしなければいけないというのは酷だと思うんですけど、公表がいつごろできるのかというのと、対象件数で、去年も利用された方もおいでるわけですけど、しかしなおまだ診断とかをやれていないとか、そういうのがあればちょっと現状も含めて教えてもらいたいです。

◎阿部住宅課長 まず、現時点で耐震診断が義務化をされております、対象となる建築物につきましては、大規模建築物は62棟、防災拠点建築物は162棟、県指定道路の沿道建築物は339棟で、合計563棟になってございます。このうち法令で定められた報告期限が来ておって、もうそろそろ公表をしないといけないという状況になるのは大規模建築物になります。この公表の時期も含めまして、ちょっとこれは住宅課ではないところでやっているのと、あとやはりいろんな風評、そういった影響が出るとまずいので、今最後の詰めをやっているところだと聞いておりますけれども、なおそういった影響の状況や他の都道府県の状況も踏まえて、総合的に勘案して、タイミングを含めて検討しておるところと聞いております。診断をやっておってその結果がどうだったかというのは、公表との兼ね合いがありますので、ちょっと個別のことは差し控えさせていただきたいと思いますが、そのような状況であると聞いております。

◎米田委員 確かに大規模建築物、民間の話ですけど、それにしても住民の安全、命を守

らないかん建物です。いろいろ経営状況もあります。そういう役割を果たしている民間の施設ですので、もし診断がなかなか進まないとかになると、やっぱり経済的な負担の背景があると思うんですね。根本にはね。ですから、民間だから自力でやりなさいとか単純にそうではなくて、できるだけ公的な支援もセットで、公表するならするというふうにしなないと、やっぱりパニックになってもいかんですし、事業そのものがやまってもいかんわけですから。そこら辺は、十分サポートする体制をちゃんと国に要望もして、公表ということ、県としても最大限努力していただきたいと思うんですけど、国に対してそういう働きはされてますよね。

◎阿部住宅課長 はい。まず、当然公表とバーターとなります補助でございます。まさに最後のこの補助がそれに該当するわけですが、耐震改修工事についても、一定限度額はありますものの5分の4まで国県市町村で補助が出ますので、これは全国的に見ても高知県、かなり手厚いと思っております。やはりその公表がされるような所有者に対しては、説明会を開いたりいろんな形で制度の周知もさせていただいております。

それから、実は国の補助制度が時限の措置だったものですから、昨年度で切れるということだったんですが、そこは国に政策提言をさせていただきまして、実は3年間延長をさせていただいております。3年で十分かと言われるとまだわからぬので、また期限が近づけば、やおら政策提言を含めて動いてまいりたいと思っておりますけども、我々としては、こういった形で精いっぱいサポートをできる体制なり、予算を構えておりますので、そこはまた所有者の皆様にもよくよくお話をさせていただきながら進めてまいりたいと思っております。

◎米田委員 よろしくお願ひします。

◎依光委員 住宅耐震化促進事業費補助金、8億1,000万円で不用も出てますけど、これはやっぱり維持してどんどんやっていただきたいということで、耐震化に関して言うと、もう本当によくやっていただいていると思います。その中で除却と活用のほうで、除却が260件、活用が48件ということで、市町村がやることではあるんですが、県としてこれから空き家の調査もやるということで、市町村もこれからどんどん、ここら辺で活用できる市町村と、もう除却だけにいつてしまうところもあるんじゃないかと思うんですが、使う市町村がふえているのかどうなのか、そこを教えてください。

◎阿部住宅課長 空き家の再生活用に関する県の補助制度は平成26年度に始まっておりまして、そういう意味でまだ決算ベースでいうと2カ年分しか実績がございませんけども、26年度は19件で、今年度が48件でございますので、非常に今うなぎ登りにふえておるのかなと。一方で除却に比べますと、まだまだ件数が少のうございます。やはり再生活用となりますと空き家の所有者の方の合意が必要でございますし、盆正月は帰ってくるのでとか、荷物、仏壇があるのでということで、なかなか活用に首を縦に振ってくれない所有者もい

らっしゃると聞いてございます。今般、ことしの9月補正で予算をお認めいただきましたので、市町村実態把握を今後加速していく中で、そういった所有者の意向なりも調査をしていただいて、なるべく朽ちていく、除却するしかなくなる前に、活用できるものはできるように、市町村に対する働きかけを詰めてまいりたいと考えております。

◎依光委員 要請で、やっぱり市町村で上手なところはすごく上手で、例えば梶原とかやったら広報で、10年たったら返ってきますよというのをきちんとやってるんで、だから、貸してくれないというところは、もう返ってこないと思ってしまう方もおるかもしれんし、その市町村がどう住民の方に伝えるかによって全然結果が違うと思いますし、市町村とのやりとりはあると思うんで、これ本当にいいと思いますし、また、やっぱり空き家がなくて移住者が来れないというのはもったいない話だと思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

◎上田（貢）委員 先日、震災から半年ということで、熊本に行ってきました。街の周りは少しずつ復旧復興してきていたんですけども、やっぱり益城町とか西原村とか、中心街の被害の大きかった所は、やはりもう電柱も倒れたまま、家も倒壊したままだったですね。その解体が進まない一つの原因もあって、7月から公費が出てということだったんですが、しかしそれでも進まない、その一つの理由がもう仮置き場がないということだったんですね。それでもう県のほうが構えたようなんですけども、ただもう一つ原因があって、職人がいないということでした。今熊本がどのような状態かということ、いわゆるにわか業者がまた入ってます。浦安のときも9,000棟が地盤沈下して、全国から曳家職人が集められて、30チームぐらい組んで始まったんですが、しかしそこに、あつという間に全国からそういうにわか業者が集まって、訴訟がいっぱい起きて、0.8度傾いてたら頭痛とかめまいが起きて、その状態が続けば、結局精神疾患とか鬱病になるということで、そんなところをうまく突いてくるんでしょうけども、考えてみたら高知も、同じような状況になりかねないと思うんですけども、そういう対策は何か考えられていますか。

◎阿部住宅課長 住宅課でそういった職人を育成するところまで、なかなか手が回らないところがありますけれども、少なくとも耐震補強に関する事業者の育成は、目いっぱいやらせていただいております。それから、あと今委員がおっしゃられた、復旧に関する技術を持っている方、これはなかなか育成というところは難しいんですけども、少なくともそういった事業者にしっかりとBCPをつくっていただくとか、そういった技術が必要になるんですよということを周知したり、もしくはBCPに関しては講習会のようなものを年に1回やったりとか、微力ではございますけども、問題意識を持って取り組んでいるところでございます。

◎上田（貢）委員 曳家職員は高知県で今、2人から3人ぐらいしか残ってないんですけども、1人、岡本さんといひまして、御存じだと思いますが浦安に行って活躍されて、漫

画にも出てきた人なのですが、あの方が今県外でやっていますけど、来年から高知に帰ってきて安芸で一つやって、その後も二つぐらい県内で曳家の仕事があるようです。ですので1回現場を見ていただいて、その後継者の育成とか、そういったことをもうそろそろやっぱり真剣に考えていく必要もあるんじゃないかなと思いますんで、一つ要請でございます、お願いします。

◎横山委員 県住の宇治団地を建てかえる際に、地元の入居者の方からいろんな要望があって、住宅課の課長初め大変迅速に動いていただいて、入居者も満足していました。きめ細やかなことをやっていただいて、本当にありがたいなと思っております。また、この県営住宅建てかえは、今後どういうスケジュールを考えられているんですか。

◎阿部住宅課長 まず宇治団地につきましては、全面的改善事業、第1工区が終わりました、今第2工区に取りかかっているところでございます。本体工事の契約が、2棟ずつやっているんですが、1棟がちょっと不調だったもので、今もう1回手続きをしていますけども、順調に進んでいるので、恐らく第2工区は来年度の6月末ごろに終わると、7月ごろには戻り入居していただくということで、4工区全部終わるのは恐らく平成31年度になるかと思っております。そのほかの県営団地につきましては、宇治がまだもうしばらくかかりますものですから、それが終わってからになるかと思っております。実際、浴室の設備も含めて非常に古いもの、風呂釜を自分の負担で設置するような団地は宇治が最後でございますので、まずは宇治に全力を挙げるということでございます。

あと建てかえにつきましては、耐震性がない鏡水団地の建てかえが終わりましたので、当面は建てかえではなく、改善事業で長寿命化を狙っていくことを考えております。宇治が終わるか終わらんかぐらいのときに、また次の団地をどうするかという検討も並行して進めてまいりたいと思っております。今の段階で、次はどこというのはまだ決まっておられません。

◎横山委員 前回いろいろきめ細かに対応いただいたことを、私も感謝しておりますし、また引き続きこのような要望にも応えていただいて、先ほどの米田委員のお話じゃないですが、やはりお年寄りとか1人で住まわれている方というのは結構大変なんで、やっていただくことはすごくありがたいことだけれども、またいろんなきめ細かな対応をお願いしたいです。

最後に、今、耐震改修の低コスト工法はどれぐらい進んできてるんですかね。

◎阿部住宅課長 私ども、事業者の育成の一環で、低コスト工法を紹介するような講習会も、25年度からずっとやらせていただいております。その件数といったものはなかなかつかみにくいんですけども、一つ見えてまいりましたのは補助を使ってやった改修工事の平均工事費でございます。26年度は188万円ぐらいだったんですが、27年度は167万円で、平均工事費が20万円ぐらい下がってきています。これはいろんな要因はあろうかと思いま

すが、一つは低コスト工法が一定定着、使える事業者がふえてきたのかなと、私どもも評価しているところでございます。

◎横山委員 またぜひ低コスト工法を普及させて、質を担保するのはもう間違いないことなんですけれども、やはり普及させてどんどん伸ばしていただきたいと思っております。

◎金岡委員 213ページの民間建築物アスベスト含有調査委託料と、健康・省エネ住宅推進事業費補助金、この2点について説明してください。ほとんどが不用で残っていますので。

◎阿部住宅課長 まず、アスベストのほうにつきましては、4件分の調査の予算を構えておったんですけれども、結果的に1件しか活用がなかったということでございます。調査した結果は白だったということでございますけれども、私どもとしましては、震災瓦れきになったときに飛散するリスクもあるものですから、なるべく調査をしてくださいということで、事業の周知とかも、例えばビル管法を所管する部署などを通じたり、もしくは建築物のいわゆる指導を強化するようなタイミングであわせて、こういうツールもありますよという周知もさせていただいております。なかなか健康リスクが顕在化するまで時間がかかる非常に厄介な物質でございますので、我々としては粘り強く制度の周知等々努めてまいりたいと思っております。

それから健康・省エネ住宅でございます。これは高知の技術と高知の木を使って、温熱環境のよい、住み心地のよい住宅ということで、私どもまずは、今、リフォームを対象に補助金を交付しておったわけでございますが、これも制度の周知が行き届いておらず、なかなか執行ができておらない状況でございます。実は今年度から新築も対象に拡充をさせていただきまして、そのかわり新築はまた若干少しハードルを上げるような、耐震等級は必ず3ですよとか、高齢者対策等級は2を取ってくださいねとか、もう少しハードルを上げて新築を対象を広げております。今、工務店の団体なども通じて事業の周知を図っているところでございますので、私どもとしましては、高知の木を使って健康にいい住宅が普及するのは非常に大事なことだと思っておりますので、今後もまた周知に努めてまいりたいと思っております。

◎弘田委員長 質疑を終わります。

以上で、住宅課を終わります。

ここで休憩いたします。再開は午後3時5分とします。

(休憩 14時51分～15時4分)

◎弘田委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

〈建築指導課〉

◎弘田委員長 次に、建築指導課について行います。

(執行部の説明)

◎弘田委員長 質疑を行います。

(なし)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

以上で、建築指導課を終わります。

〈建築課〉

◎弘田委員長 次に、建築課について行います。

(執行部の説明)

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎金岡委員 よくいろいろな施設の補正が出てくるわけですね。ここをこういうふうに変えるので、こういう補正がしたいという形で出てきます。そしてお伺いをすると、各課の方々はなかなか内容はわからないと、建築課に設計を見ていただいている中で補正が出てくるわけですね。十分なチェックができておるのかどうか非常に疑問になるところなんです。実態はどうなっているのでしょうか。

◎西本建築課長 設計の変更につきましては、設計をするときに必要な調査はしておるわけではございますけれども、特に改修工事とかになりますと、既存の建物が設計の状況と異なっていると、目に見えない隠れた部分での状況、例えば地面の下の設備配管の状況とか、図面にあらわれてない予測のなかなか難しいものもございまして、やはりそういったものは事業、工事を進める上で、実態に合わせて変更していかなければならないことが往々にしてございますので、そういった変更が出てきていることが多いと考えております。

◎金岡委員 そちら辺は、物件についてはわかるんですが、例えば非構造体の耐震化ということが出てきたりしてましたので、それについては当然、東日本大震災の後ですので、あの中ではテレビの報道もされたように体育館の天井が落ちてきたりということがありましたので、当然そういう検討はなされておるとおられたんですが、補正が出てきてました。それについてはどうでしょう。

◎西本建築課長 体育館の天井、避難所対策ということで教育委員会のほうから補正に出たと思います。体育館の天井とか、そういう非構造部材の耐震対策は、その前の東日本大震災のころから状況としては把握しておりましたので、一定、学校につきましては天井を撤去するとか、照明器具を落ちないように補強をするとか、照明器具を交換するとか、対応はしてきたところではございますけれども、今回の熊本地震でそれとは少し違った形、天井のブレースと言いますけど、この水平方向のバツェンの筋交いが切れて落ちてきた被害例とか、それから、鉄筋コンクリートの壁の上に鉄骨の柱が立っているような構造の建物について、その柱の足元が壊れたとかいった事例も出てきておりますので、そういったことを踏まえて、さらに詳細な調査をして、南海トラフ地震のときに避難所として体育館が

使えなくなることがないようにという観点で、新たに見直しているところがございます。建築基準も被害の実態とかにあわせて変遷をしてきておりまして、最新の知見にあわせて設計をしておるわけですけれども、やはり一定新たな被害とかを踏まえ、後追いになるかもしれないけれども、そういった対応もしていかなければならないのかなと考えております。

◎**金岡委員** まあ、わかったようなわからんようなところがありますけれども、要するにそういうことがないように、初めから予見ができておるようなこともあったようにも思いますので、後で補正が出てこないような、できるだけですね、対応をされるようお願いいたします。

◎**弘田委員長** 質疑を終わります。

以上で、建築課を終わります。

〈港湾振興課〉

◎**弘田委員長** 次に、港湾振興課について行います。

(執行部の説明)

◎**弘田委員長** 質疑を行います。

◎**桑名委員** 新港の高台企業用地ですけども、利活用方法が決まったと思うんですが、これは業種の指定はあるんですかね。

◎**横島港湾振興課長** 宿毛湾港についてはさきの9月議会で議決いただいたんですが、高台企業用地については、まだ活用方法等も含めて庁内で検討しているところです。

◎**桑名委員** 現在検討中ということですね。いつぐらいをめどに。

◎**横島港湾振興課長** 今まさに各部の意見も参考にしながら活用方法を検討しているところでして、はっきりといつまでというものがまだ申せない状況です。

◎**橋本委員** 地球深部探査船誘致事業費補助金というのがこの調べの中にあるんですけども、これが決算説明資料のどこにどう、2月補正されているので、これはどういうふうに見たらいいんでしょうか。

◎**横島港湾振興課長** 地球深部探査船につきましては、27年度は寄港を見込んで当初予算で組んでいたんですが、結局寄港には至りませんでしたので、2月補正で減額させていただきました。

◎**橋本委員** 補正で落としたということですか。

◎**横島港湾振興課長** そうです。

◎**米田委員** コンテナの利用で、荷主はすごく助かると思うんですけど、毎年これは使えんがかね。どんな制度なんですか。新規で前年度よりふえないと使えないということよね。

◎**横島港湾振興課長** おっしゃるとおりでして、新規もしくは前年度から増加した分、それと28年度からは、前々年度から増加した分についても補助対象とするように改正してお

ります。

◎米田委員 そしたら28年度、以前使ったから今年度も使えるよという荷主もおいでるわけよね。

◎横畠港湾振興課長 そのとおりです。

◎米田委員 例えば新規の場合は1TEUにつき3万円ですけど、一般的に大体どれくらいするものですか。ちょっとその補助の割合が知りたいんですけど。

◎横畠港湾振興課長 これは行き先によってばらばらですので一概には言えないんですが、例えばこの前就航しました、高知新港から神戸港へ行って、それから国際、いろんな港につながるやつで言いますと、船賃と港での荷おろしだけの経費にはなるんですが、大体1TEU当たりが安いもので12万円、高いもので言いますと17万円ぐらい、これは荷主にもよります。その荷主がどれぐらい出しているかによって、やっぱりちょっと単価も変わってくるようです。

◎米田委員 荷主のニーズがすごくあって、それなりに海外へ輸出する、移送する行政側の支援がしっかりしている事業なのかどうか。それを活用して、もっと出していこうという流れになっていっているのか。

◎横畠港湾振興課長 私どもは、先ほどもちょっと説明させていただきましたが、緩やかではありますけど、コンテナ貨物量はどんどん伸びていっておりますので、それと昨年度は実入りの貨物は過去最高ということからも、この補助制度が果たす役割は一定あるものだと思っております。

◎弘田委員長 質疑を終わります。

以上で、港湾振興課を終わります。

〈港湾・海岸課〉

◎弘田委員長 次に、港湾・海岸課について行います。

(執行部の説明)

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎橋本委員 費目の(2)港湾費の中の港湾維持修繕費ですが、ほとんど100%の使われ方をしているんですけども、これは非常に大事だと思います。要は、道に例えれば、航路がふさがれるということは道が潰れたと同じ状況でして、だからそこで生活をしている皆さんにとっては死活問題になります。先ほど言いましたけれども、しゅんせつなんかを含めて、できるだけの対応をしていただきたいと思います。だから、ここで私がちょっとお聞きしたいのは、これだけの予算的な措置で、一応全ての港湾の維持修繕が充足されるのかどうなのかをまず確認したいと思います。

◎依岡港湾・海岸課長 委員のおっしゃるとおり、維持修繕費はなかなか全ての港において十分かと言われれば、十分でない認識をしております。地元の方からは、いろいろな

御要望はいただいております。その中でやはり、限られた予算の中で優先順位をつけて執行しているのが現状でございます。特に、先ほど委員のおっしゃいました航路とか泊地が、港によっては毎年のように、あるいは2年に1回は必ずしゅんせつしないといけないという事態の起きている港も、十分承知はしております。その中で、なかなか予算的なものもありますし、小規模なものはなかなか船の確保ができないといった問題も十分承知をしております。そこら辺は地元の漁業者の方には十分御説明をした上で、何とかどういう方法でやったらいいのかとかいうことも含めて、建設業界の協会とか船舶の協会のほうとお話をしながら、土木事務所も一生懸命取り組んでいる状況でございます。

◎橋本委員 課長は現場の中身をほとんど把握されていると思います。実は私も清水で、清水は2年連続で不落になってしまっている状態で、倍以上出さなければしてあげないというのが業者の考え方みたいですので、これも困ったもんだなと思っています。困っているのは土木事務所ではなくて、そこで生活をしている皆さんなんです。もしそこでまっけてしまえば、もうその時点で生活の糧がぱっと断たれるわけですので、港湾として位置づけて県がきちっと管理をしてるんだったら、少なくともそういう対応だけはしていただきたいと。一生懸命やられているのもよくわかるんです。でも、そういうことをもう少し向き合っていただきたいと、本当に切実な思いで今話をしていますので、よろしく願いしたいと思います。

◎依岡港湾・海岸課長 はい、十分承知はしております。特に下ノ加江の入り口の所だと思えますけれども、本当になかなか厳しいというのがございますので、少し、船舶じゃなくて丘の機械からできないか、仮設的なことができないかということも含めて、少しお金は余分にかかるかもしれませんが、そこら辺も含めて今検討をしているところでございます。十分承知はしています、一生懸命やっておりますので、どうぞそこは御理解をお願いします。

◎弘田委員長 質疑を終わります。

以上で、港湾・海岸課を終わります。

これで、土木部を終わります。